

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業三次募集要項

(家具・木製品開発等の支援)

1 趣旨

県民の県産木材に対するイメージアップや県産木材の利用拡大を図るため、県産木材を使用した家具や木製品の開発等に係る取組について、意欲ある団体等から効果的な提案を募集し、優れた提案をした団体等にその経費の一部を支援する。

2 対象となる事業内容

別表1のとおり

3 応募資格要件

本事業に応募できるものは、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1)佐賀県産木材地産地消の応援団

(2)自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3)前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではない者。

4 募集団体数

別表1のとおり

※予算の範囲内で、下記7で定める方法により採択する。

5 補助対象経費、補助率及び補助上限額

別表1のとおり。ただし、補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。

また、補助金については予算の範囲内で交付するものとする。

6 応募の方法

(1) 提出書類

- ア 提案書（様式第1-1号～1-4号 ※事業区分別）
- イ 積算書（様式第2-1号～2-4号 ※事業区分別）
※本募集要項8（3）に基づき見積書徴収し、添付すること
- ウ 誓約書（様式第3号）

(2) 応募方法

6の(1)に定める提出書類を作成し、郵送または持参により、6の(3)の応募先に提出すること。
応募用紙は、担当課窓口又は9の(2)の佐賀県ホームページで配布・配信する。

(3) 応募先

担当課：佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当

ア 郵送の場合

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

イ 窓口へ持参する場合

佐賀県庁 新館10階北側 農林水産部 林業課 林産担当

(4) 応募期間

令和7年10月10日(金曜日)から令和7年10月20日(月曜日)まで(厳守)

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※応募期間内に提出書類がすべて提出されたものを有効とする。

7 採択の方法

(1) 補助事業者の決定

提出された資料に基づき、別途設置する審査会に審査委員会において審査項目について公正な審議を行い、優秀提案事業者を選定し補助事業者として決定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、補助事業者として決定しない場合もある。

なお、応募が1事業者のみの場合でも、審査は実施する。

(2) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って提出された提案書について評価を行う。

- ア 提案内容：事業目的との整合性、提案内容の創造性・実現性
- イ 実施体制：業務履行体制、県産木材の普及実績
- ウ 積算額：積算額の妥当性
- エ 自由提案：今回の事業に併せて、県産木材の利用拡大のために独自の取組があるか

(3) その他

- ア 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 提案に際して、補助事業者として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- エ 審査結果に基づき、補助事業者の決定を行い、速やかに通知する。

8 補助金の交付手続及び事業の実施

- (1) 7の規定により提案が採択された補助事業者は、別に定める「佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づき補助金の交付申請等が必要となる。

なお、審査結果や予算の都合上、事業の内容や経費の一部修正等の条件を付す場合がある。

- (2) 事業内容の変更及び事業費の増減等により、補助金額に変更が生じる場合は、変更内容等がわかる変更提案書(様式第1-1号~1-4号を準用)等を変更交付申請書に付して、知事に申請しなければならない。
- (3) 事業を行うため契約を締結する場合は、県内企業と契約するように努め、原則として2者以上から見積書を徴すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一点のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。

- (4) 補助対象経費に印刷物等を計上した場合は、県産木材をPRする内容について記載すること。また、補助対象経費に材料費を計上した場合は、当該材料及び成果品については販売しないこと。
- (5) 交付要綱に定める補助金の実績報告(活動内容のわかる報告書、活動の様子がわかる写真、印刷物等成果品、見積書、納品書、請求書、領収書又は振込明細書等含む)について、令和8年3月3日(火曜日)までに提出し、提出があったときは、県が成工確認及び必要に応じて現地確認等を行い、完了を確認する。
- (5) この事業の補助金は原則、事業完了後の精算払での交付となる。ただし、事業実施にあたり、知事が必要と認めた場合は、概算払で交付することができる。

9 問い合わせ先

問い合わせ先(担当課)

佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当

TEL: 0952-25-7133(直通)

メール: ringyou@pref.saga.lg.jp

※電子メールを送った場合には、その旨を電話にて報告すること。

10 その他

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めている。

(別表 1)

事業区分	対象となる 事業内容	募 集 団体数	補 助 対 象 経 費	補助率及び補助上限額等	完了期限
家具・木製品開発等の支援	県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び販路拡大や利用促進に係る経費の一部を補助	1団体程度	県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び利用促進に要する経費や、開発した家具・木製品等の販路拡大のための展示会への出展に要する経費 ・需用費（材料費、印刷費、消耗品費等） ・役務費（通信運搬費、普及宣伝費等） ・委託料（試験費、出展費用等） ・その他必要となる経費	定額（300千円以内/団体） （ただし、補助金は定額単価と実際に事業に要した経費を比較して低い額とする。）	原則として、令和8年3月3日（火曜日）までに事業が完了し、補助対象事業費の支払いが完了する事業であること